

みやぎ県北広域汚泥肥料化事業

維持管理契約書（案）

令和8年6月

宮 城 県

みやぎ県北広域汚泥肥料化事業
維持管理契約書（案）

- 1 業務の名称 みやぎ県北広域汚泥肥料化事業
- 2 履行場所 宮城県登米市石越町東郷字六反新田 1 4 - 2 石越浄化センター内
- 3 履行期間 令和 1 2 年 4 月 1 日から
令和 3 2 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務委託料 金____, _____, _____, _____円に各条項に従って物価変動及び税制度の変更に伴う増減額を加算して得た額
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の想定金額 金____, _____, _____円)
なお、事業期間における各年度の支払額は、別紙 1 「業務委託料の支払い」の 1 項の表に示す業務委託料合計を指す。
- 5 肥料買取契約金額単価 金 110 円/トン
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税 金 10 円)
- 6 契約保証金 第 5 条のとおり

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和〇年〇月〇日付基本契約書（以下「基本契約書」という。）の定めるところに従い、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の事業を共同連帯して履行する。

なお、この契約は、基本契約並びに基本契約に基づき締結される、発注者と_____との間の工事請負契約（以下「工事請負契約」という。）により不可分一体として事業契約を構成するものとし、工事請負契約の締結がされなかった場合は、この契約を無効とし、発注者は一切の責任を負わない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上で、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 宮城県公営企業管理者 ● ● ●

受注者 住 所

氏名又は名称 印

目 次

第1条	(総則)	1
第2条	(本契約の目的)	2
第3条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	2
第4条	(善管注意義務)	2
第5条	(契約の保証)	2
第6条	(権利義務の譲渡の禁止)	3
第7条	(下請負の制限等)	3
第8条	(監督職員)	3
第9条	(業務の遂行)	4
第10条	(業務の範囲)	4
第11条	(業務範囲の変更)	5
第12条	(許認可等)	5
第13条	(脱水汚泥の受入れ)	5
第14条	(肥料の製造)	6
第15条	(肥料の授受)	6
第16条	(肥料の貯留と安全管理)	6
第17条	(汚泥の供給量、性状等)	6
第18条	(住民対応等)	7
第19条	(備品及び消耗品等)	7
第20条	(業務遂行体制の整備)	7
第21条	(業務の基準等)	8
第22条	(事業計画書)	8
第23条	(報告書)	9
第24条	(モニタリング等)	10
第25条	(監視強化の措置)	10
第26条	(性能未達の場合の措置)	10
第27条	(業務に係る受注者の提案)	11
第28条	(業務委託料の支払)	11
第29条	(業務委託料の減額又は支払停止等)	12
第30条	(業務委託料の見直し)	12
第31条	(契約の変更)	12
第32条	(肥料買取代金の支払方法)	13
第33条	(第三者への賠償)	13
第34条	(保険)	13
第35条	(暴力団排除に係る特約)	14
第36条	(秘密保持及び個人情報の管理)	14
第37条	(知的財産権)	14
第38条	(事故等の報告)	15

第 39 条	(臨機の措置)	15
第 40 条	(不可抗力発生時の対応)	15
第 41 条	(不可抗力によって発生した費用等の負担)	16
第 42 条	(不可抗力による一部の業務遂行の免除)	16
第 43 条	(法令変更によって発生した費用等の負担)	16
第 44 条	(契約の終了)	17
第 45 条	(業務の引継ぎ等)	17
第 46 条	(引渡し義務)	18
第 47 条	(発注者の任意解除権)	19
第 48 条	(発注者の催告による解除権)	19
第 49 条	(発注者の催告によらない解除権)	20
第 50 条	(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	20
第 51 条	(受注者の催告による解除権)	20
第 52 条	(受注者の催告によらない解除権)	20
第 53 条	(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	21
第 54 条	(不可抗力又は合意等による解除)	21
第 55 条	(解除に伴う措置)	21
第 56 条	(公正入札違約金)	21
第 57 条	(評価内容の担保)	22
第 58 条	(発注者の損害賠償請求等)	22
第 59 条	(受注者の損害賠償請求等)	23
第 60 条	(情報通信の技術を利用する方法)	24
第 61 条	(誠実協議)	24
別紙 1	業務委託料の支払及び減額等 (第 28 条及び第 29 条)	25
別紙 2	業務委託料の見直し (第 30 条)	28
別紙 3	保険 (第 34 条)	30
別紙 4	暴力団排除に関する特記事項 (第 35 条)	31
別紙 5	個人情報取扱特記事項 (第 36 条)	32

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、基本契約書及びこの契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書等(要求水準書、入札説明書等、入札説明書等に基づき提出された質問に対して発注者が公表した回答及び入札説明書等に基づき実施された技術的対話について発注者が公表した回答結果等をいう。以下同じ。)及び事業者(基本契約書において定める意味を有する。)から提出された技術資料に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書、要求水準書等及び技術資料を内容とする契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

なお、基本契約書、この契約書、要求水準書等、技術資料の間に矛盾又は齟齬がある場合は、この契約書、基本契約書、要求水準書等、技術資料の順にその解釈が優先するものとする。ただし、技術資料の内容が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、技術資料が要求水準書等に優先するものとする。

- 2 受注者は、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)中、要求水準書等に従い設計・施工及び維持管理を行う施設(以下「本施設」という。)において、要求水準書等及び技術資料に示された本施設の維持管理及び運営に係る各業務(以下「本業務」という。)を遂行し、発注者は、本業務の遂行の対価として、受注者に業務委託料を支払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び疎明は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とし、この契約書で用いる用語は、この契約に別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り、基本契約書及び要求水準書等において使用された用語と同一の意味を有するものとする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書等又は技術資料に特別な定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定められたものによるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、別段の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、仙台地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。
- 10 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 11 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得るすべての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことをここに確認する。受注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、

この契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責に帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

12 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金その他の金銭を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者はその支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで当該支払期限における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率に相当する率（以下「遅延利息率」という。）で計算した利息を付した額を追徴することができる。

13 本業務における算定期間は次のとおりとする。

（1）各月の算定期間は、この契約書に別段の定めがある場合を除き、前月21日から当該月20日まで（以下、終期が属する月に基づく「月度」という。）とする。ただし、履行期間の初回の月度については、履行期間の始期から履行期間の開始後に最初に到来する月の20日までとし、履行期間の最終の3月度については、令和3年2月21日から履行期間の終了日までとする。

（2）本業務における年度は4月度から3月度までとする。

（本契約の目的）

第2条 この契約は、基本契約書第4条第2項に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、本施設を適正且つ円滑に管理・運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 受注者は、本施設が公共施設であることを踏まえ、その設置目的を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。履行期間において、本業務と関連する施設について発注者より指定を受けて管理している団体とは、密接に連携を図り、協力して本施設の運営を実施するものとする。

2 発注者は、本業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（善管注意義務）

第4条 受注者は、本業務の遂行に当たり、この契約書、発注者の指示、第22条に規定する事業計画書の定めるところにより、善良なる管理者の注意をもってしなければならない。ただし、受注者は、本業務を遂行した結果、受注者による本業務の遂行が第21条第2項第3号に規定する性能未達となった場合において、事業計画書に従ったことのみをもってその責任を免れることはできない。

（契約の保証）

第5条 受注者は、履行期間における最初の年度はこの契約の締結と同時に、次年度以降は当該

年度の開始の日までに、当該年度の業務委託料に係る次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、当該年度の業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項第1号に掲げる契約保証金に利子は付与しない。

4 受注者が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は第58条第3項に規定する者についても保証するものでなければならない。

5 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

6 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の当該年度の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(下請負の制限等)

第7条 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、事前に発注者の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。ただし、受注者が本業務の軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

3 受注者が本業務の一部を第三者に対して委託し、又は請け負わせる場合（以下、当該第三者（当該第三者が使用する者を含む。）を「下請人」という。）、下請人への委託又は請負はすべて受注者の責任において行うものとし、この契約に関して受注者又はその下請人の責めに帰すべき事由は、すべて受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、下請人の商号または名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督職員)

第8条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、要求水準書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)この契約の履行についての受注者又は受注者の総括責任者に対する指示、承諾又は協議、要求

(2)受注者から提出される書類の確認又は承諾

(3)要求水準書等に基づく管理、本施設の立入り

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び疎明については、要求水準書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督職員を置かないときは、本契約に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

(業務の遂行)

第9条 受注者は、本業務の遂行に当たり、要求水準書等及び技術資料、並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）及び環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制等を遵守するものとする。受注者が関係法令又は関係規制等を遵守しなかったことは、受注者によるこの契約の債務不履行として、第21条第2項第3号に定める性能未達及び第58条第1項の規定が適用される。

(業務の範囲)

第10条 本業務の範囲は、要求水準書等及び技術資料に定めるとおりとする。

2 受注者は、本施設を適切に運転しかつその機能を維持するために必要な措置を、自己の責任により適時に講じるものとする。

3 受注者は、工事請負事業者が実施する本施設の試運転及び性能試験において、必要な協力を行うものとする。

4 受注者は、発注者が実施する本施設又は隣接施設の改築更新工事及び災害復旧工事について、協議及び調整に応じるものとする。

5 本業務の遂行に当たって必要となるユーティリティの条件は、要求水準書等の定めるところに従うものとする。

なお、二次処理水の使用量が要求水準書等及び技術資料に定める量を超える場合、正常な運

転が達成できていないものとみなし、第 21 条第 2 項第 3 号アに掲げる要是正基準を満足しない場合の措置を適用するものとする。

(業務範囲の変更)

第 11 条 発注者は、必要と認める場合は、受注者に対する通知をもって前条で定めた本業務のいづれか又はそのすべての範囲の変更に係る協議を求めることができる。

2 受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 業務範囲の変更及びそれに伴う業務委託料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

(許認可等)

第 12 条 受注者は、この契約の締結及び履行のために必要とするすべての許認可を適時に取得するものとする。ただし、発注者の単独申請によるべきものについては、この限りではない。

2 受注者は、発注者による許認可の申請及び交付金の申請等について、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。

(脱水汚泥の受入れ)

第 13 条 受注者は、要求水準書等及び技術資料の定めるところに従い、本施設において脱水汚泥を受け入れるものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者が行う本施設の点検及び修繕により、本施設の稼働を停止する場合、受注者は搬入された脱水汚泥を本施設に一旦受入れた上で、自己の責任と費用により処分を行わなければならない。また、当該処分に当たっては、要求水準書等及び技術資料に基づき、原則としてその全量を再資源化しなければならない。

ただし、発注者と受注者の協議により、発注者が自ら確保した搬出先に受注者の負担で運搬及び処分する場合はこの限りではない。

(2) 第 10 条第 4 項に定める協議及び調整のほか、発注者の責に基づき施設の稼働を停止する場合、脱水汚泥の処分に係る費用は発注者の負担とする。ただし、この場合においても、発注者の求めに応じて、受注者は運搬や搬出先の確保を行わなければならない。

(3) 第 26 条第 1 項第 2 号の稼働停止命令に基づき施設の稼働を停止している場合は、同条の規定に従うものとする。

(4) 第 40 条に定める不可抗力のほか、発注者がやむを得ないものと認める場合は、第 40 条、第 41 条及び第 42 条の規定に従うものとする。

2 前項各号に掲げる場合を除き脱水汚泥の受入れができないときは、受注者によるこの契約の債務不履行として、第 21 条第 2 項第 3 号に定める性能未達が適用され、受注者は、自己の責任と費用により脱水汚泥の処分を行わなければならない。また、発注者が自ら汚泥の代替処分を行った場合、第 58 条の規定に基づきその費用を受注者に請求できる。

(肥料の製造)

第 14 条 受注者は、本施設で受け入れた脱水汚泥を原料として、肥料（本施設により要求水準書等及び技術資料に基づき製造される肥料をいう。以下同じ。）を製造しなければならない。

2 肥料の製造に当たっては、要求水準書等及び技術資料に基づき、発注者と受注者が協議の上で肥料の品質に係る自主管理値を決定するものとする。発注者は、報告書、モニタリングその他の方法による確認結果を元に、第 21 条各号の基準に則り、必要な措置を行う。

3 自主管理値を満たさない肥料（以下「規格外肥料」という。）の運搬、保管、再処理その他処分（以下本条において「処分等」という。）は、受注者が自らの負担と責任で行うものとする。また、受注者は、規格外肥料の処分等に当たって、要求水準書等及び技術資料に基づき、原則としてその全量を再資源化しなければならない。

4 前項の規定は次の各号に掲げる場合は適用せず、規格外肥料の処分等に要する費用は発注者が自らの負担で行う。ただし、この場合においても、発注者の求めに応じて、受注者は運搬や搬出先の確保を行わなければならない。

(1) 規格外肥料が生成された原因が本施設に搬入された脱水汚泥のみに直接的に起因することを受注者が明らかにし、社会通念上の因果関係が認められる場合

(2) 第 40 条に定める不可抗力に起因する場合

(3) その他やむを得ないものと発注者が認める場合

(肥料の授受)

第 15 条 製造された肥料が規格外肥料に該当する場合を除き、発注者は肥料を受注者に提供し、受注者は、提供された肥料を頭書の肥料買取契約金額単価により全量買い取るものとする。

2 肥料の所有権は、業務の遂行過程で、要求水準書等及び技術資料に基づく計量設備で計量した時点で発注者から受注者に移転されるものとし、その時点で発注者による受注者に対する引渡し完了したとみなされるものとする。

3 受注者は、この契約に基づき発注者から買い取る肥料の全量について、要求水準書等及び技術資料に基づき流通及び販売を行う。発注者は、肥料の利用促進及び周知について、要求水準書等に基づき協力を行うものとする。

(肥料の貯留と安全管理)

第 16 条 受注者が本施設から製造された肥料を買取り後、肥料を販売及び受け渡しするまでの貯留については、要求水準書等及び技術資料に定めるところに従うものとする。

2 受注者は、肥料の販売、受け渡し時において、利用者に対する安全管理を十分に行わなければならない。

(汚泥の供給量、性状等)

第 17 条 受注者は、要求水準書等に定める脱水汚泥の供給量や性状等が変動し得ることを踏まえ、これを全量受け入れることを前提に柔軟に対応するものとする。

2 次の各号に掲げる場合、受注者は発注者に対して、当該逸脱分又は処理不可能物混入部分に

ついて脱水汚泥の受入れ及び肥料の製造を行うことができない旨、また、その費用負担等について協議をしたい旨を、書面により申し出を行うことができ、発注者は申し出について協議に応じるものとする。脱水汚泥の供給量や性状等が施設性能等の上限を超える場合、双方による協議が整うまでの間は、受注者は脱水汚泥を規格外肥料として処理し、運搬及び処理に要した費用については、発注者が負担する。

(1) 発注者から搬入される脱水汚泥の性状等が廃棄物処理法施行規則第1条の2別表第5に定める重金属含有量規制値の範囲を逸脱する場合

(2) 発注者から搬入される脱水汚泥に、発注者の責により処理不可能物が混入していた場合

3 発注者は、次に掲げる場合、あらかじめ受注者と協議しなければならない。受注者は要求水準書等及び技術資料に定めるところに従い、協議に応じなければならない。

(1) 要求水準書等に基づき決定した汚泥搬入計画に定める範囲を超える量の脱水汚泥を施設に搬入しようとする場合

(2) 要求水準書等に示す処理対象施設以外からの脱水汚泥を搬入する場合

(住民対応等)

第18条 受注者は、要求水準書等及び技術資料に基づき、本業務に関する住民からの要望、苦情等の受付及び対応を行い、発注者は受注者に協力するものとする。また、受注者は、発注者が住民協定等を締結した場合、十分理解してこれを遵守するものとし、常に適切に本業務の遂行を行うことにより、住民の信頼と理解、協力を得よう努力しなければならない。

2 発注者及び受注者は、本事業に関して地域の環境保全その他関連事項について協議や調整を行う協議会等が設置された場合には、自らの費用でこれに参加し必要な役割を担うものとする。

(備品及び消耗品等)

第19条 受注者は、本業務の遂行に必要な本施設内の備品及び消耗品等（工事請負契約書に基づき発注者が取得した本施設の固定資産を除く、本業務の遂行に必要な一切の物品を指す。以下同じ。）を、すべて受注者の費用と責任で調達し、かつ管理するものとする。

2 受注者は、履行期間中、本施設内の備品及び消耗品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 第1項の規定に基づき受注者が調達した備品及び消耗品等の所有権は、受注者に帰属するものとする。

なお、肥料の製造過程において、脱水汚泥に対して使用又は添加するものについては、その使用又は添加の時点で消費されたものとみなし、民法第245条の規定は適用せず、第15条の規定により受注者に引渡す前の脱水汚泥の所有権の全部は発注者に帰属するものとする。

(業務遂行体制の整備)

第20条 受注者は、本業務の遂行に先立って、要求水準書等及び技術資料に従い、それぞれの業務の実施体制に必要な人員を確保し、かつ当該業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。この場合において、本業務の遂行のために有資格者が必要なときは、受注者は、自らの費用及び責任で確保しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める研修等を完了し、かつ要求水準書等及び技術資料に従い、運営に係る組織として、事務部門、運転部門及び補助作業部門、流通部門、販売部門等、適切な組織構成を計画し、代表として総括責任者を置き、適切な運営を行うとともに、発注者へ業務分掌を提出し、確認を受けなければならない。
- 3 発注者は、前項に定めるところの業務分掌を受領した後、当該業務の実施開始に先立って、本施設に関し、要求水準書等及び技術資料に従った施設供用の実施体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法により当該業務の実施体制をそれぞれ確認することができる。

(業務の基準等)

- 第 21 条 受注者は、要求水準書等に示す水準等（要求水準書等に記載された一切の内容を指す。ただし、技術資料における提案値がこれより厳しい場合は、技術資料における提案値とする。以下同じ。）を遵守して、本業務を実施するものとし、受注者は、事前に発注者の承諾を得た場合を除き、当該水準等につき、履行期間にわたり内容の変更を行わないものとする。
- 2 前項の水準等を適切に管理するため、次の各号のとおり各種基準を定める。
 - (1) 予防基準：本業務の円滑な遂行のため、技術資料において、受注者が次号に定める監視強化基準より厳しい水準で定める基準。
 - (2) 監視強化基準：要求水準書等に示す水準等のうち、肥料品質、臭気、騒音、汚水排水の各項目について設定される基準であって、これを満足しない場合、要求水準書等に基づき、発注者は第 25 条に定める監視強化等の措置を行う。
 - (3) 性能未達：前各号に定める基準を除き、要求水準書等に示す水準等を満足しない状態であって、次に掲げる基準に則り、発注者は第 26 条に定める措置を行う。
 - ア 要是正基準：要求水準書等に示す水準等のうち、イ及びウに示す項目以外のすべての基準。
 - イ 販売停止基準：要求水準書等に示す水準等に基づき、肥料品質におけるりん酸、完熟度、銅、亜鉛について設定される基準
 - ウ 稼働停止基準：要求水準書等に示す水準等に基づき、肥料品質におけるひ素、カドミウム、水銀、ニッケル、クロム、鉛、及び本施設の臭気、騒音、汚水排水の各項目について設定される基準。
 - 3 受注者は、工事請負事業者から提出された本施設の運転マニュアル、事故対策マニュアル等を遵守するとともに、必要に応じて、発注者と協議の上、各種マニュアルを更新し、更新の都度、更新内容について発注者の確認を得た上で、常に最新版を保管するものとする。

(事業計画書)

- 第 22 条 受注者は、要求水準書等及び技術資料に基づき、発注者と十分に協議を行った上で、次の各号に定めるとおり全体事業計画書及び年度事業計画書（以下、総称して「事業計画書」という。）を完成させ、当該事業計画書の対象期間が開始する前に発注者の確認を受けなければならない。受注者は、発注者の確認を受けた事業計画書を変更しようとする場合には、変更の

1 か月前までに変更内容及び変更理由を提出し、あらかじめ発注者の確認を受けなければならない。

(1) 全体事業計画書及び初年度の年度事業計画書の暫定版を初年度の履行開始の3か月前に提出し、発注者の確認を受けた完成版を1か月前までに提出する。

(2) 履行開始後2年度目以降の年度事業計画書を当該年度の前年度2月末日までに提出する。

2 前項の定めるところに従って作成される事業計画書の内容は、要求水準書等及び技術資料に定めるとおりとする。

3 受注者は、第1項の定めるところに従って発注者の確認を受けた当該期間を対象とする事業計画書に従い、本業務を実施しなければならない。ただし、受注者は、発注者の確認を受けた事業計画書について、本施設の具体的な状況や、本業務の実施状況等を勘案した上で、随時見直しを行い、常に最新かつ最適のものとするべく改訂するものとする。

4 受注者は、本業務に従事する職員全員が理解し対応できるよう、事業計画書を用いた教育訓練を実施しなければならない。

5 発注者は、事業計画書の確認又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、本業務の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(報告書)

第23条 受注者は、要求水準書等に基づき、年度事業実施計画の履行状況に関し、日報を作成して日々記録した上で、次の各号所定の月報、年報（以下「報告書」という。）を作成し、当該各号所定の提出期限までに、発注者に提出するものとする。

(1) 月報：各年度の履行状況とその終期が属する月の25日までに提出する。ただし、提出期限が行政機関の休日に当たるときは、3年度の月報を除き、その休日の翌日をもって期限とみなす。

(2) 年報：各年度の履行状況を、当該年度終了後1か月以内に提出する。ただし、提出期限が行政機関の休日に当たるときは、その休日の翌日をもって期限とみなす。また、履行期間の最終年度については、履行期間の終了日を提出期限とする。

2 第1項に基づき発注者に提出される報告書の様式(電磁的記録におけるその形式等を含む。)等については、業務年度ごとに、発注者に提出し、あらかじめ発注者の承諾を受けるものとする。

3 受注者は、第1項に定める報告書のほか、要求水準書等及び技術資料に従い作成する各種記録について、履行期間中保管しなければならない。

なお、保管場所及びその形式については、次二項で定める発注者からの求めに対して、適切に対応できるよう受注者が自らの責任において決定するものとする。

4 受注者は、発注者の求めがあるときは、前三項に定める各書類を含むその他の書類（未提出のものを含む。）を発注者の閲覧又は謄写に供しなければならない。

5 発注者は、報告書その他提出された書類の内容に疑義があると認める場合、その他必要と判断した場合において、受注者に説明、追加の資料の提出、そのほか改善措置を求めることができる。

(モニタリング等)

第 24 条 発注者は、前条に基づく報告等に加え、受注者による本業務の遂行状況等を確認することを目的として、モニタリングを行うことができ、また、必要に応じて、自らの負担で、本施設に係る追加の計測及び分析を行うことができる。また、発注者は、随時に、受注者に対して本業務の遂行状況及び本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

2 受注者は、前項により発注者が実施するモニタリングに協力するものとする。

3 発注者は、第 1 項の確認を理由として、本業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

4 受注者は、本業務において第 21 条に定める要求水準書等に示す水準等を満足するとともに、財務状況や技術資料に記載した実施項目などが適切に実施されているかをセルフモニタリングし、結果を発注者に報告するものとする。

なお、発注者は、発注者が必要と認めた場合は、受注者へセルフモニタリングの内容等の追加を指示することができる。

5 受注者は、本施設を継続して使用することに支障のない状態であることを、年 1 回、発注者の立会いのもと確認及び報告を行う。

6 発注者は、本条のモニタリングにより確認された本業務の状況について公開することができる。

(監視強化の措置)

第 25 条 報告書、モニタリングその他確認の結果、受注者による本業務の遂行が第 21 条第 2 項第 2 号に定める監視強化基準を満たしていないことが判明した場合であって、かつ次条に定める性能未達に該当しない場合、発注者は、受注者に対してその旨を速やかに通知し、監視強化の措置を取るものとする。受注者は、当該通知受領後、要求水準書等に基づき、改善のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定める通知後、受注者による本業務の遂行が監視強化基準を満たしていることを発注者が確認した場合、発注者は、前項に定める監視強化の措置を終了する旨を受注者に速やかに通知するものとする。

3 第 1 項の規定は、その原因が第 40 条に定める不可抗力による場合は適用しない。

(性能未達の場合の措置)

第 26 条 報告書、モニタリングその他確認の結果、受注者による本業務の遂行が第 21 条第 2 項第 3 号に定める性能未達に該当する場合、発注者は、受注者に対して、その旨を速やかに通知するものとする。受注者は、当該通知受領後、その帰責の如何を問わず発注者と速やかに協議し、要求水準書等に基づき、是正のために必要な措置を講じなければならない。また、第 29 条に定める業務委託料の減額及び支払い停止のほか、性能未達の内容に応じて、発注者は次の各号に掲げる措置を取るものとする。

(1) 性能未達の内容が第 21 条第 2 項第 3 号イに定める販売停止基準を上回った場合、発注者は、第 15 条に定める肥料の引渡しを停止する。また、既に引き渡された肥料が販売停止基準に該当する場合、受注者は第三者に対して当該肥料の販売を行ってはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

なお、当該肥料の処分については第 14 条の規定に従うものとする。

(2) 性能未達の内容が第 21 条第 2 項第 3 号ウに定める稼働停止基準を上回ったときは、前号の措置に加え、発注者は本施設の稼働停止を命令することができ、受注者はこれに従わなければならない。

2 前項の場合において、前項各号の基準を上回った理由が軽微でその原因及び改善策が自明である場合を除き、受注者はその方法及び予定期間等を示した改善計画書を発注者に速やかに提出し、発注者の確認を受けるものとする。ただし、本項に基づく発注者による改善計画及び改善完了の確認を行ったことをもって、発注者がこれらの完全性を保証するものではなく、受注者を免責するものでもない。また、この場合において、受注者は、発注者が前項に基づき通知した性能未達の是正に必要な内容を当該改善計画書に反映させるものとする。

3 前各項に定める性能未達の是正のために必要な措置、及び第 1 項第 2 号における施設の稼働停止期間中の汚泥の運搬、保管、処分にかかる一切の費用は受注者が負担するものとする。ただし、性能未達となった原因が発注者の責めによることを受注者が立証した場合、又はその他やむを得ないものと発注者が認めた場合、当該費用は発注者が負担するものとする。

4 第 1 項に定める通知後、受注者による本業務の遂行が性能未達に該当しなくなったことを発注者が確認した場合、発注者は、第 1 項各号の措置を終了する旨を受注者に速やかに通知するものとする。

5 性能未達の原因が第 40 条に定める不可抗力による場合、前各項の規定は適用せず、第 40 条、第 41 条及び第 42 条の規定に従うものとする。

(業務に係る受注者の提案)

第 27 条 受注者は、本業務に関連して、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき要求水準書等及び技術資料の内容の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、要求水準書等及び技術資料の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により要求水準書等及び技術資料が変更された場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更しなければならない。

(業務委託料の支払)

第 28 条 発注者は、第 23 条に基づき提出される毎月度の月報に基づき、本業務の遂行の対価として、受注者に対して、別紙 1 「業務委託料の支払及び減額等」記載の算定方法及び支払方法に従い、業務委託料を支払うものとする。当該業務委託料には、本業務の遂行に当たって必要となる一切の費用（入札内訳書で提示した費用等を含む。）が含まれるものとし、別段の定め

がある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は、発注者に対し、何らの支払いも請求できないものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、業務委託料の支払に当たり、この契約及びその他の事由により受注者から発注者への支払が必要な債務がある場合、当該支払必要額を業務委託料から差し引いた上で、これを支払うことができる。
- 3 発注者は、業務委託料の支払が遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、当該支払期限における遅延利息率による遅延損害金を支払うものとする。

(業務委託料の減額又は支払停止等)

第 29 条 前条にかかわらず、業務委託料は、別紙 1「業務委託料の支払及び減額等」に従い減額及び支払停止等がなされるものとする。

(業務委託料の見直し)

第 30 条 前二条にかかわらず、発注者及び受注者は、別紙 2「業務委託料の見直し」記載のとおり業務委託料の見直しを行うものとする。

(契約の変更)

第 31 条 この契約において別段の定めがある場合のほか、本業務の前提条件及び内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、発注者と受注者の協議の上、この契約の規定を書面で合意することにより変更することができるものとする。

- 2 業務委託料の変更については、次項に定める場合を除き、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 発注者が施設に搬入する脱水汚泥量が、要求水準書別紙 5 に示した当該年度の年間処理汚泥量の 100 分の 110 を超過した場合又は 100 分の 90 未満となった場合、当該年度の業務委託料について変更を行うものとする。当該変更は別紙 1 第 3 に掲げる各年度の業務委託料のうち変動費を対象として、以下の算式に従って行う。

汚泥 1 トン当たり変動費増減率 = (履行期間の初年度の業務委託料のうち変動費 - 当該年度の業務委託料のうち変動費) / (履行期間の初年度の年間処理汚泥量 - 当該年度の年間処理汚泥量)

変更後の業務委託料 = 汚泥 1 トン当たり変動費増減率 × (当該年度の脱水汚泥量 - 当該年度の年間処理汚泥量) + 当該年度の業務委託料

- 4 第 17 条第 3 項に規定する場合のほか、前項に定める条件に該当することがあらかじめ見込まれる場合、発注者と受注者の協議による脱水汚泥見込量に基づき変更を行うことができる。この場合において、前項中「当該年度の脱水汚泥量」とあるのは「発注者と受注者の協議による脱水汚泥見込量」と読み替えてこの規定を準用する。
- 5 前項の規定により変更を行った場合において、当該年度中に再度の変更の検討を行うときは、第 3 項中「当該年度の年間処理汚泥量」とあるのは「前回の変更において使用した脱水汚泥

見込量」と読み替えてこの規定を準用する。

(肥料買取代金の支払方法)

第 32 条 受注者は、各月度に引渡した肥料の重量（0.1 トン未満切捨て）に頭書の肥料買取契約金額単価を乗じて得た額（以下「肥料買取代金」という。）に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、発注者に対して毎月度ごとに支払うものとする。

2 第 40 条に定める不可抗力のほか、第 15 条第 2 項に定める計量ができない特段の事情がある場合、前項の重量を発注者と受注者が協議により決定した算定方法により定めることができる。

3 受注者は、肥料買取代金の支払が遅延したときは、支払うべき額について遅延日数に応じ、当該支払期限における遅延利息率による遅延損害金を支払うものとする。

(第三者への賠償)

第 33 条 本業務の遂行において、性能未達その他受注者の責により第三者に損害（第 3 項に規定する損害を除く。以下本条において同じ。）が生じた場合（受注者の責により事故、火災等が発生した場合を含む。）、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、第 34 条の定めるところに従って損害が保険金で賄われる場合には、この限りでない。

2 前項の定めにかかわらず、前項に基づく損害賠償額（第 34 条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときはこの限りでない。

3 性能未達でないにもかかわらず、本業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、悪臭等の理由により第三者に及ぼした損害（第 34 条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 発注者は、第 1 項の定めるところに従って受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

5 第 1 項又は第 3 項の場合その他本業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(保険)

第 34 条 本業務の遂行に当たり、履行期間の全期間にわたり、受注者は、別紙 3「保険」のとおり、保険を付保し、かつ、維持するものとする。受注者は、当該保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険契約書及び保険証券又は保険証書の写しを発注者に提出してその確認を得るものとする。

2 発注者及び受注者は、相互に、相手方が前項の定めるところに従って付保した保険に係る保険請求事務を行うにあたって必要となる支援を行うものとする。

(暴力団排除に係る特約)

第 35 条 受注者は、別紙 4 「暴力団排除に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密保持及び個人情報の管理)

第 36 条 受注者又は本業務の全部若しくは一部に従事する者は、本業務の遂行によって知り得た秘密及び発注者の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約の終了後においても同様とする。

2 受注者は、この契約の履行に当たって、個人情報を取扱う際は、別紙 5 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(知的財産権)

第 37 条 受注者は、受注者が本施設を稼働させて肥料を製造するほか、本業務を遂行するために必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている技術等の実施権又は使用权（発注者から許諾されるものを除く。）を、自らの責任で取得するものとする。ただし、発注者が当該実施権又は使用权の使用を指定し、かつ受注者が当該技術に係る特許権等の存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

2 発注者は、本施設の運営、改造、増築その他の維持、利用等（本事業後も含む。）に必要な範囲でそれに必要な特許権等は無償で自由に自ら及び第三者をして実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし、その権利は、かかる範囲でこの契約の終了後も存続するものとする。

3 受注者は、前項に基づく発注者の権利の行使が特許権等の侵害その他何らかの事由で妨げられ、又はその恐れがある場合には、これを予防、排除その他必要な措置を講じ、これにより発注者に損失、損害、費用等を被らせず、発注者が被った一切を補償する。

4 受注者は、業務委託料は、第 1 項の特許権等の実施権又は使用权の取得の対価並びに第 6 項の規定に基づく著作権及びその他の知的財産権の使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。

5 発注者が、この契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権は、発注者に留保されるものとする。

6 受注者は、この契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、この契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するも

のとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。受注者は、自ら又は権利者をして、当該著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事故等の報告)

第 38 条 受注者は、本業務における事故等の発生又はそのおそれがあることを知ったとき（以下「事故等の発生時」という。）は、その帰責の如何を問わず、直ちにその旨を発注者に報告するとともに、速やかに次条に定める臨機の措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告及び今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

- 2 受注者は、前項の事故等が個人情報または秘密情報の漏洩、き損滅失に係るものである場合には、当該個人情報または秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに発注者に提出し、発注者の指示に従わなければならない。
- 3 発注者は、本業務に関し事故等が発生した場合、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(臨機の措置)

第 39 条 事故等の発生時において、受注者は、全体事業計画書に基づき、速やかに必要な臨機の措置を講じなければならない。この場合において、受注者は、必要があると認めるときは、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の定めにかかわらず、発注者は、自然災害及び事故等の防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 3 受注者は、自然災害及び事故等その他不測の事態に備え、迅速に対応できる体制を整備するとともに、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づいて、消防計画を策定しなければならない。また、これらに従い、消防設備の点検や教育、訓練等を実施するものとする。
- 4 受注者が第 1 項又は第 2 項の定めるところに従って臨機の措置をとった場合において、当該措置が次条に定める不可抗力に起因する場合、その費用負担については第 41 条の規定を適用するほか、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないとして発注者が認める部分については、発注者がこれを負担する。

(不可抗力発生時の対応)

第 40 条 不可抗力（この契約の締結後に生じた豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象（ただし要求水準書等において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、発注者及び受注者のいずれの責めにも帰さないものをいう。以下同じ。）が発生した場合、受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最

小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 41 条 不可抗力の発生に起因して受注者に損害・損失（第 34 条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）や増加費用が発生した場合又は本業務の遂行が不可能若しくは著しく困難となった場合、受注者が不可抗力である旨の立証責任を負うものとし、受注者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の通知を受け取った場合、損害・損失の状況の確認を行った上で受注者と協議を行い、不可抗力の判定及び費用負担等を決定するものとする。発注者が不可抗力と認定した場合、当該不可抗力により生じる損害・損失若しくは増加費用のうち、当該不可抗力が生じた年度の業務委託料の 100 分の 1（以下本条において「限度額」という。）に至るまでは、受注者が当該損害・損失額及び増加費用額を負担し、これを超える額については発注者が負担する。ただし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）第 3 条に基づく国庫負担が適用される部分については、限度額未満であっても発注者が負担することとする。
- 3 前項の規定は、受注者の故意又は重過失によって増加した費用には適用せず、当該増加分は受注者の負担とする。
- 4 第 2 項に規定する不可抗力により生じる損害・損失若しくは増加費用のうち、同項ただし書の規定により発注者が負担した部分については、限度額の対象外とする。
- 5 第 2 項に規定する協議にかかわらず、発注者が不可抗力であると合理的に判定した場合であって、不可抗力が生じた日から 60 日以内にこの契約の変更及び費用負担等についての合意が成立しない場合、発注者は、不可抗力に対する合理的な対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとする。

(不可抗力による一部の業務遂行の免除)

第 42 条 前条第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の遂行ができなくなったと認められた場合、受注者は不可抗力により影響を受ける限度においてこの契約に定める義務を免れるものとする。

- 2 受注者が不可抗力により本業務の一部を遂行できなかった場合、発注者は、受注者との協議の上、受注者が当該業務を遂行できなかったことにより免れた費用分を業務委託料から減額することができるものとする。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

第 43 条 履行期間中に本業務に係る法令変更が行われる場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

- (1) 受注者が受けることとなる影響
- (2) 法令変更に関する事項の詳細

- 2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、この契約の変更及び費用負担等の対応措置につ

いて、速やかに受注者と協議するものとする。

3 前項に規定する協議にかかわらず、協議開始後 60 日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、発注者は、法令変更に対する合理的な対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとし、この場合の増加費用及び損害の負担は、次のとおりとする。

(1)法令等の変更に係る負担（次号に定める税制度に関する法令変更を除く。）

ア 本施設の運営に係る根拠法令（下水道法、建築基準法等）の変更（本施設の維持管理のみならず、広く一般に適用される法令変更並びに税制度に関する法令変更を除くものとする。）に起因する合理的な範囲の増加費用及び損害は発注者の負担とする。

イ 第 1 号ア所定の法令変更以外の法令変更に起因する増加費用及び損害は受注者の負担とする。

(2)税制度に関する法令変更に係る負担

ア 税制度に関する法令変更のうち、消費税及び地方消費税の変更、又は本業務に直接関係する新税の成立及び税制変更に起因する合理的な範囲の増加費用及び損害は発注者の負担とする。

イ 法人の利益に係る税の変更に関する法令変更、その他第 2 号ア所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更に起因する増加費用及び損害は受注者の負担とする。

4 法令変更により要求水準書等又は事業計画書の変更が必要となるときは、発注者は、受注者との協議により要求水準書等又は事業計画書の変更を行い又は行わせるものとする。また、当該変更により受注者の本業務の実施の費用が変動するときは、発注者は、受注者との協議により業務委託料を変更するものとする。

(契約の終了)

第 44 条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、当事者は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為及び不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了が、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1)履行期間の満了日

(2)発注者又は受注者によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3)第 54 条の規定により発注者及び受注者の間で成立した合意解約の効力発生日

(4)発注者又は受注者による、締結している基本契約及び工事請負契約の解除権行使の効力発生日

(業務の引継ぎ等)

第 45 条 この契約の終了日まで、受注者は、自らの責任及び費用負担により、発注者又は発注者の指定する者に本事業等が円滑に引き継がれるよう、次の各号に掲げる内容を含む事業の引継ぎをしなければならない。

- (1)受注者は、この契約の終了日の1年前の応当日から、この契約の終了日の180日前までの間に、要求水準書等の定めに従い、本施設について機能確認を行うとともに、発注者に対する施設機能確認報告書の提出、及び発注者又は発注者の指定する者に対する技術指導を行わなければならない。
 - (2)受注者は、要求水準書等の定めに従い、この契約の終了日の180日前までに引継事項を記載した文書の暫定版を、この契約の終了日までにその最終版を発注者に提出しなければならない。
 - (3)受注者が特別目的会社である場合、受注者は、受注者の従業員について、この契約の終了後、発注者の指定する者が転籍での受入れを希望する場合には、発注者の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を発注者の指定する者に送付しなければならない。
 - (4)受注者は、受注者が締結している契約及び維持している許認可等について発注者又は発注者の指定する者が承継を希望する場合には、発注者の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を発注者又は発注者の指定する者に送付しなければならない。
 - (5)受注者は、発注者又は発注者の指定する者が本事業等を引き継ぐまでに、発注者又は発注者の指定する者によって行われる、本事業等の業務内容の調査及び本施設が要求水準書等及び技術資料の内容を満たしていることの確認等の調査に協力しなければならない。
 - (6)受注者は、発注者の指定する日までに、本事業等に関して受注者が有する財務、運営及び技術（知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンス、本施設の運営に必要なマニュアル等、並びに第37条の規定による特許権等を含むが、当該特許権等以外の受注者（受注者が特別目的会社である場合には本議決権株主を含む。）独自のノウハウに関するもの）を含む。）に関するすべての最新文書を、発注者又は発注者の指定する者に電磁的記録（発注者又は発注者の指定する者が必要とする場合には書面も含む。）により送付しなければならない。
 - (7)受注者は、次条の定めに従い、施設の引渡しを実施しなければならない。
- 2 発注者がこの契約終了後の本施設の取扱いについて検討する場合、この契約の終了日の5年前より、受注者は発注者との協議に応じるものとする。

（引渡し義務）

第46条 受注者は、この契約の終了日又はそれ以降の発注者が指定する日までに、この契約の終了日において要求水準書等及び技術資料に定める項目を充足した状態で、発注者又は発注者が指定する者に本施設を引き渡さなければならない。引渡しに当たって、受注者は、この契約の終了日に本施設が適切な状態にあること及び本事業等に係る運営の円滑な移行を確保することを目的として、必要に応じて、引渡し時点において要求水準を充足させるため必要な措置を実施する。

- 2 受注者は、この契約の終了日において本事業等の実施のために受注者が本施設内に保有する資産を、すべて受注者の責任で、この契約の終了日又はそれ以降の発注者が指定する日までに

本施設から撤去しなければならない。ただし、発注者の指定する者が必要と認めた場合には、発注者の指定する者は、当該資産を発注者の指定する者及び受注者が別途合意する価格で買い取ることができ、受注者はこれに応じるものとする。

- 3 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、この契約の終了日又はそれ以降の発注者が指定する日までに本施設を明け渡すための措置を行わないとき、発注者は、受注者に代わり当該措置を行うことができ、これに要した費用を受注者に求償することができる。この場合、受注者は、発注者の処分について異議を申し出ることができない。
- 4 受注者は、第1項に規定する本施設の引渡しの時点においても要求水準書等及び技術資料に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、第1項第二文に規定する措置に加えて、発注者に対し、要求水準書等及び技術資料を充足させるために必要となる費用等を支払うものとする。

(発注者の任意解除権)

第47条 発注者は、次条又は第49条の規定によるほか、必要があるときは、90日前までに受注者に通知することにより、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害（第7条に定める下請人に対して受注者が賠償する損害を含む。）を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間（各号において期間の定めがある場合は、当該各号に定めるところによる。）を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 発注者に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (2) 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても本業務に着手しないとき。
- (3) 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に本業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (4) 第20条第2項に規定する総括責任者を設置しなかったとき
- (5) 受注者及び総括責任者が発注者の指示監督に従わず又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 報告書、モニタリングその他確認の結果、本業務についてこの契約に定める内容を満たしていない事項が存在することが判明した場合において、第26条に定める改善計画書に記載された期日を90日間経過しても改善されない場合であって発注者がこの契約の解除が相当と認めるとき。
- (7) 第56条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 49 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 6 条の規定に違反して業務委託料に係る債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者が本業務を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可もしくは登録等を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
- (3) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (4) 受注者に係る破産、会社更生手続、民事再生手続、もしくは特別清算のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき、あるいはその申立等がされたとき、又は支払不能もしくは支払停止となったとき。
- (5) 前各号の他、受注者がこの契約の義務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
- (6) 第 51 条又は第 52 条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- (7) 別紙 4 「暴力団排除に関する特記事項」に定める本契約の解除事由に該当するとき。
- (8) この契約を除く事業契約のいずれかが解除され又は終了したとき。ただし、工事請負契約が契約の目的達成により終了するときを除く。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 50 条 第 48 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第 51 条 受注者は、発注者がその責めに帰すべき事由により、この契約に違反し、受注者から 90 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

なお、この契約の一部のみの解除はできないものとする。

(受注者の催告によらない解除権)

第 52 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 発注者が契約内容を変更しようとする場合において、変更後に支払うことが見込まれる業務委託料総額が、変更前の金額を基準として 3 分の 2 以上減少することとなったとき。
- (2) 発注者の責めに帰すべき事由により、施設の稼働を停止する期間が履行期間の 10 分の 5 を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 53 条 第 51 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(不可抗力又は合意等による解除)

第 54 条 発注者又は受注者は、不可抗力の発生又は法令変更により、本業務の遂行が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第 41 条第 2 項又は第 43 条第 2 項の定める協議の上で、この契約を解除できるものとする。

2 前項に定める場合のほか、発注者及び受注者は、合意によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、この契約に別途定めるほか、解除の効果については発注者及び受注者の合意により決定する。

(解除に伴う措置)

第 55 条 この契約が履行期間の満了日前に解除された場合において、業務委託料の支払いの対象となっていない業務の履行部分があるときは、受注者は、発注者に対して、当該既履行部分に係る月報を提出した上で、検査を求めることができるものとする。

2 前項の場合において、既履行部分の検査に合格したときは、発注者は、受注者に対して、この契約書の規定に従い、相当と認める金額を支払うものとする。

3 第 48 条及び第 49 条の定めるところに従ってこの契約を解除したときは、当該解除により受注者又は第三者（第 7 条に基づく再委任若しくは下請先を含む。）に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

4 この契約が履行期間の満了日前に解除された場合、本業務の引継ぎについては、次の各号のとおり読み替えて、それぞれの規定を準用する。

(1) 第 45 条第 1 項柱書中「この契約の終了日まで」とあるのは「この契約の終了日以降速やかに」と読み替える。

(2) 第 45 条第 1 項第 1 号中「この契約の終了日の 1 年前の応当日から、この契約の終了日の 180 日前まで」とあるのは「この契約の終了日以降速やかに」と読み替える。

(3) 第 45 条第 1 項第 2 号は「受注者は、要求水準書の定めに従い引継事項を記載した文書を、この契約の終了日以降速やかに発注者に提出しなければならない。」と読み替える。

(公正入札違約金)

第 56 条 受注者は、この契約の入札に関し次の各号のいずれかに該当するときは、発注者の請求に基づき、業務委託料（第 29 条の規定による減額を適用する前の業務委託料の総額を意味する。以下本条において同じ。）の 100 分の 20 に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。履行期間が満了した後も同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は独禁法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条

に規定する出訴期間内に、当該排除措置命令等について同法第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を提起しなかったとき。

(2) 排除措置命令等を受け、行政事件訴訟法第8条第1項の規定により提起した抗告訴訟に係る判決（当該排除措置命令等の全部を取り消すものを除く。）が確定したとき。

(3) 前2号の規定に該当しない場合であって、独禁法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独禁法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散している場合、発注者は代表者であった者及び構成員であった者に公正入札違約金の請求をすることができる。この場合において、代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して発注者に支払わなければならない。また、受注者が特別目的会社であり、既に解散している場合、発注者は出資構成企業であった者に公正入札違約金の請求をすることができる。この場合において、出資構成企業であった者は、連帯して発注者に支払わなければならない。

（評価内容の担保）

第57条 受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が入札時に提出した技術資料の内容、及び落札者決定基準において履行義務とされている内容が履行されなかった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 再度履行が可能であると発注者が認めた場合は、受注者は、再度履行し、技術資料及び履行義務を満たす状況にしなければならない。

(2) 再度履行が不可能であると発注者が認めた場合は、発注者は、検査等によって確認された履行状況に基づき評価点（確認された履行状況が最低限の要求要件を満たさない場合にあつては、最低限の要求要件との差について評価点の算出方式に準じて計算した点数を減じたものを価格以外の評価点とみなす。）の再計算を行い、受注者の落札時における総合評価点を確保するのに見合う金額と受注者の当初請負金額との差額についての業務委託料の減額または差額の支払いを受注者に請求することができる。ただし、受注者に特別の事情があり履行が不可能であると発注者が認めた場合は、この限りではない。

2 受注者が提出した技術資料に虚偽の記載があったことが、契約後に判明した場合は、前項に準ずるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

第58条 発注者は、この契約に別段の定めがある場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その原因が不可抗力である場合には、第40条、第41条及び第42条の規定に従うこととし、相手方に請求できる損害賠償範囲には、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(1) 履行期間内に本業務が完了しないとき。

(2)第48条及び第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(3)前二号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 前項第2号に該当する場合、受注者は、この契約の残期間における業務委託料総額（第29条の規定による減額を適用する前の業務委託料総額を意味する。以下本条において同じ。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払う義務を負う。ただし、発注者に当該違約金の額を超える損害が発生した場合においては、その超過額について、前項の規定に基づく損害賠償の請求を妨げない。また、この場合において、発注者は、違約金及び損害賠償請求権と受注者の業務委託料に係る請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴することができる。

なお、第56条に定める公正入札違約金の請求は、本項に定める違約金及び損害賠償の請求を妨げない。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項第2号に該当する場合とみなす。

(1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

- 4 第2項の場合（第49条第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

- 5 第2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散している場合、発注者は代表者であった者及び構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して発注者に支払わなければならない。また、受注者が特別目的会社であり、既に解散している場合、発注者は出資構成企業であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、出資構成企業であった者は、連帯して発注者に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求等)

第59条 受注者は、この契約に別段の定めがある場合のほか、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その原因が不可抗力である場合には、第40条、第41条及び第42条の規定に従うこととし、相手方に請求できる損害賠償範囲には、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(1)第51条及び第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 60 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び疎明は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、発注者が認めたものに限る。

(誠実協議)

第 61 条 この契約に定めるもののほか、事業者は、関係法令の定めるところに従うものとし、この契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に特別の定めのない事項については、発注者及び受注者は、誠実協議の上、これを定めるものとする。

以上

別紙1 業務委託料の支払及び減額等（第28条及び第29条）

第1 支払手続

- (1)発注者は、第23条の規定に基づき受注者から提出された月報、及び第24条の規定に基づき発注者自ら実施するモニタリング等を元に本業務の履行状況を確認し、その結果及び当該年度の業務委託料の金額を受注者に対して通知するものとする。
なお、この契約書の条項に基づき、業務委託料の増減が発生する場合、当該通知に反映するものとする。
- (2)受注者が前号の通知に対して異議がないとき、受注者は当該年度の請求書を発注者に対して提出する。
- (3)受注者より第1号の通知に対して、異議の申出がなされた場合には、業務委託料の金額について、発注者と受注者で協議を行う。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に示すものとする。
- (4)発注者は、受注者の提出した請求書に基づき、請求書受領後30日以内に、受注者の指定した銀行口座に当該年度の業務委託料を入金するものとする。
- (5)本業務の遂行状況が第21条第2項第3号に定める性能未達に該当する場合、第4の規定に基づき業務委託料の減額を行うほか、性能未達が是正されるまで、発注者は残余の業務委託料の支払いを留保することができる。この場合において、前号中「請求書受領後」とあるのは「請求書受領後又は発注者が性能未達の是正を確認した日のうち、いずれか遅い方」と読み替えて、この規定を準用する。

第2 業務委託料の算定方法

- (1)毎年度の業務委託料の算定方法は次の算式のとおりとし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。ただし、毎年度3年度の業務委託料については、当該年度の業務委託料から、2月度までの業務委託料の合計額を差し引いた額とする。
当該年度の業務委託料 = 当該年度の業務委託料 ÷ 12
- (2)当該年度の業務委託料の増額を伴う変更契約を行った場合、変更を行う前月度までに発注者が支払った業務委託料の合計額と、変更後の当該年度の業務委託料に基づき計算した対応する期間の業務委託料に相当する額の差額について、発注者は変更後の最初に到来する業務委託料の支払いに反映するものとする。
- (3)当該年度の業務委託料の減額を伴う変更契約を行った場合、変更を行う前月度までに発注者が支払った業務委託料の合計額と、変更後の当該年度の業務委託料に基づき計算した対応する期間の業務委託料に相当する額の差額について、受注者は変更契約締結日から30日以内に返還しなければならない。ただし、あらかじめ、発注者が以降の業務委託料の支払いにおいて調整する旨を通知した場合は、この限りではない。

第3 各年度の業務委託料

各年度の業務委託料及びその費目別内訳と種別は以下の表に定めるとおりとする。

表¹

単位：円

費目	区分	維持管理・運営に係る対価									
		令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度
1. 維持管理費											
1) 人件費	固定費										
2) 電力費	変動費										
3) 上水道料金	変動費										
4) 燃料費	変動費										
5) 添加物等資材費	変動費										
	維持管理費 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 修繕・点検											
1) 修繕費	固定費										
2) 点検費	固定費										
	修繕・点検・更新費 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 諸経費等											
1) 備品費	固定費										
2) 消耗品費	固定費										
3) 分析費	固定費										
4) その他一般管理費等	固定費										
	諸経費等 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計 (維持管理費+修繕・点検+諸経費等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

費目	区分	維持管理・運営に係る対価								合計	備考 (年間平均価格) 合計/20年間	
		令和23年度	令和24年度	令和25年度	令和26年度	令和27年度	令和28年度	令和29年度	令和30年度			令和31年度
1. 維持管理費											0	0
1) 人件費	固定費										0	0
2) 電力費	変動費										0	0
3) 上水道料金	変動費										0	0
4) 燃料費	変動費										0	0
5) 添加物等資材費	変動費										0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 修繕・点検											0	0
1) 修繕費	固定費										0	0
2) 点検費	固定費										0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 諸経費等											0	0
1) 備品費	固定費										0	0
2) 消耗品費	固定費										0	0
3) 分析費	固定費										0	0
4) その他一般管理費等	固定費										0	0
	諸経費等 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計 (維持管理費+修繕・点検+諸経費等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

¹ 様式第6-2号(別添2-1)入札内訳書(維持管理・運営に係る対価)の表を掲載する。

第4 業務委託料の減額

各月度の業務委託料の減額は、次の各号に定めるところによる。

なお、別紙2に基づき、業務委託料の見直しが行われるときは、見直し後の業務委託料に対して適用されるものとし、各月度に発生した減額と、見直し後の業務委託料に基づき算定した減額に差額が発生するときは、第2（1）ただし書の規定に基づき、3月度の支払いにおいて精算されるものとする。

（1）要是正状態及び販売停止状態

第21条第2項第3号アに定める要是正基準又は同号イに定める販売停止基準に該当する場合であって、第26条第2項に定める改善計画書の予定期間又は60日間のうち、いずれか短い方の期間内に性能未達が改善しないときは、発注者は、当該期間経過の翌日から起算して改善が完了するまでの間、当該日数に対応する業務委託料の5%を減額することができる。

ただし、発注者又は第40条に定める不可抗力に起因することを受注者が明らかにした場合は適用しない。

（2）本施設の稼働停止又は脱水汚泥の受入不能

発注者が第26条第1項第2号に定める稼働停止を命令した場合又は第13条第2項に定める脱水汚泥の受入不能の場合、発注者は、停止命令又は受入不能の日から改善の完了又は受入再開までの間、当該日数に対応する業務委託料の100%を減額することができる。

ただし、発注者又は第40条に定める不可抗力に起因することを受注者が明らかにした場合は適用しない。

（3）受注者が支払を免れた費用の控除

前号ただし書きの場合にかかわらず、この契約の定めに従って、受注者が本施設を稼働停止した場合、発注者は、業務委託料のうち当該稼働停止により受注者が支払を免れた費用を、業務委託料から控除して支払うことができるものとする。

（4）損害賠償請求額の減額等

前三号に定める措置は、第58条及びその他この契約に基づく発注者の損害賠償請求を妨げない。また、発注者は、受注者が発注者に対して請求すべき損害賠償請求権相当額を、業務委託料から控除して支払うことができるものとする。

以上

別紙2 業務委託料の見直し（第30条）

第1 見直しの対象

業務委託料について一定以上の物価変動が生じた場合、当該年度及びその翌年度以降の業務委託料の見直しを行う。見直しによる当該年度の業務委託料の増減額については、3月度の支払いにおいて精算するものとし、翌年度以降の業務委託料については、4月度の支払いから適用するものとする。

なお、見直しは、第29条に基づく減額を適用する前の業務委託料のうち、消費税及び地方消費税を除いた部分を対象として行う。

第2 算定方法

（1）各費目別内訳の物価変動率

物価変動率の算定は次の算式1に従って行う。

検討対象期間とは、当該年度9月1日から遡って12か月間をいう。

前回見直し時の物価指標とは、前回の業務委託料の見直しにおいて用いた検討対象期間の物価指標平均値をいう。ただし、この契約締結後、初回の見直しにおいては、令和6年9月1日から令和7年8月31日までの12か月間の物価指標平均値をいう。

算式1

各費目別内訳の物価変動率＝検討対象期間の物価指標平均値÷前回見直し時の物価指標

（2）物価変動後委託料

変動指標の算定は次の算式2に従って行うものとし、変動指標の絶対値が1.5%を超えた場合、当該年度以降の業務委託料総額について物価変動後委託料に見直すものとし、1.5%を超えない場合は業務委託料の見直しは行わない。

物価変動後委託料とは、当該年度以降の業務委託料総額の各費目別内訳について、それぞれ対応する物価変動率を適用した後の合計額をいう。

前回見直し時の委託料とは、前回の業務委託料の見直しにおいて採用した物価変動後委託料のうち、当該年度の見直しに対応する期間の業務委託料総額をいう。ただし、この契約締結後、初回の見直しにおいては、契約締結時の当該年度以降の業務委託料総額をいう。

算式2

変動指標＝物価変動後委託料÷前回見直し時の委託料－1

（3）変更契約時の対応

この契約の変更により、当該年度以降の業務委託料総額が変更されていた場合、前号中「前回見直し時の委託料」とあるのは「変更後の業務委託料に対して、前回の業務委託料の見直し時の変動指標を適用した業務委託料」と読み替えてこの規定を準用する。

第3 物価指標

業務委託料を構成する各費目別内訳の物価指標は次のとおりとする。

費目	物価指標 (参照時点で暫定値のみが公表されている 場合、当該暫定値を参照する。)
人件費	宮城県が公表する名目賃金指数(宮城県、電気・ガス・熱供給・水道業、30人以上)
電力費	日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数(電力・都市ガス・水道)
上水道料金	初年度は変動対象外とし、履行期間の2か年目以降は、消費税を除く直近12か月の1m ³ 当たり実績単価
燃料費	日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数(石油・石炭製品)
添加物等資材費	日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数(無機化学工業製品)
備品費	日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数における参考指数としての消費税を除く基本分類指数(総平均)
消耗品費	
分析費	
修繕費	
点検費	
その他一般管理費等	

第4 例外的な見直しの方法

業務委託料を構成する費目のうち、第2による見直し方法が適当でないと発注者が認めた費目については、発注者と受注者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

別紙3 保険（第34条）

以下の保険²に加入し、又は委託先をして加入させる。

1. 労働者災害補償保険
2. 第三者損害賠償保険
3. 火災保険
4. その他の保険

以上

²上記以外の保険を付保する技術資料があった場合は、提案内容を記載する。

別紙4 暴力団排除に関する特記事項（第35条）

（総則）

第1 受注者は、宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。受注者が特別目的会社であるときは、出資構成企業。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

（2）役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

（3）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（5）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

（6）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（7）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（8）受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

（不当介入に係る報告・通報）

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙5 個人情報取扱特記事項（第36条）

（基本的事項）

第1 受注者は、本業務を行うに当たって取り扱う個人情報については、個人の権利利益を侵害することがないように、その取扱いを適正に行わなければならない。

（個人情報保護規程の制定等）

第2 受注者は、本業務に係る個人情報の適正な取扱いに資するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の趣旨に即して、保有、利用、提供及び適正管理等のほか、開示、訂正、利用停止の申出等に関して必要な事項を定めた規程を制定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により規程を制定した場合は、発注者に報告しなければならない。その規程を変更した場合も同様とする。

（秘密の保持）

第3 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。履行期間の終了後においても同様とする。

（個人情報管理者等）

第4 受注者は、本業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理者」という。）及び本業務に従事する者（以下「本業務従事者」という。）を定めなければならない。

（作業場所の特定）

第5 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定めなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第6 受注者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（漏えい、き損及び滅失の防止等）

第7 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な安全管理措置を講じなければならない。

（個人情報の消去等）

第8 受注者は、本業務の目的に照らし、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに、かつ、確実に消去の措置を講じなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 受注者は、履行期間の終了後、発注者又は発注者の指定する者に本事業等を引き継ぐ場合にあっては、その保有する個人情報について、発注者が指示する方法により速やかに、かつ、確実に引き継ぐものとする。

(従事者等への教育研修等)

第9 受注者は、個人情報管理者及び本業務従事者に対して、在職中及び退職後においても、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な教育研修の実施その他適切な監督を行わなければならない。

(委託等の禁止)

第10 第7条の規定にかかわらず、受注者は、本業務に係る個人情報の取扱いを含む業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、発注者の承諾がある場合については、この限りでない。なお、委託した業務をさらに委託する場合も同様とする。

2 前項ただし書きの規定により、第三者に委託する場合にあっては、受注者は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理)

第11 受注者は、本業務に係る個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(体制の整備)

第12 受注者は、前各条に規定する個人情報の安全管理措置を適切に行うため、必要な管理及び措置を行わせるなど、必要な体制を整備しなければならない。

(実地調査)

第13 発注者は、受注者が本業務で取り扱う個人情報の利用、管理その他の取扱い状況等について、必要に応じ、実地に調査することができる。

(指示及び報告)

第14 発注者は、受注者が本業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。